

「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり(多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けて)」 【提言骨子(案)】

はじめに

※ 本年3月の目黒区で発生した事件も踏まえ、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に資する取組を強化することにも留意

- ・ 核家族化の進行や地域社会の人間関係の希薄化等により、家族や地域から十分な支援を得難い状況があり、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりが重要
- ・ 東京都子供・子育て支援総合計画においても、地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくりを目標とし、ライフステージに応じて施策を展開
- ・ また、平成30年3月には、改正児童福祉法に基づく障害児福祉計画として、「東京都障害者・障害児施策推進計画」を策定
- ・ こうした背景も踏まえ、子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」に向け、母子保健・子育て支援・障害児支援の各分野の取組強化及び連携強化について検討

第1章 東京都における現状

1 子育て家庭を取り巻く状況

(1) 妊娠・出産に関する状況

- ・ 出生数の状況
- ・ 子供を持つことに対する負担感や不安感の状況

(2) 子育て家庭の状況

- ・ 核家族世帯、共働き世帯、子供の貧困の状況
- ・ 子育ての負担感、地域とのつながりの希薄化等の状況

(3) 障害児支援の状況

- ・ 障害児支援の現状、都内障害児通所支援事業所の推移、事業所数
- ・ 相談支援の状況

(4) 児童虐待の状況

- ・ 虐待対応件数の増加やケースの困難化等の状況
- ・ 死亡事例検証結果(児童の年齢、主たる加害者、課題など)

2 子育て家庭への支援の取組の状況

(1) 母子保健

- ・ 区市町村における母子保健サービス
- ・ ゆりかご・とうきょう事業など都の取組
- ・ 母子保健法改正(子育て世代包括支援センター、虐待防止の位置付け)

(2) 子育て支援

- ・ 地域における子育て支援サービス
- ・ 区市町村の児童家庭相談の状況(児童虐待への対応含む)
- ・ 児童福祉法改正(区市町村の役割、支援拠点、要対協など)

(3) 障害児支援

- ・ 障害児支援の取組の状況
- ・ 今後の障害児支援の在り方について(国報告書)
- ・ 児童福祉法改正(障害児福祉計画、医療的ケア児の支援)

**子育て家庭を取り巻く現状、多様なニーズに対応するため、
総合的な取組の充実が必要**

1 子育てニーズの把握と切れ目ない支援(母子保健)

○ 地域での子育てニーズの的確な把握

- ・ 母子手帳交付等の際にニーズや課題の的確な把握が困難
- ・ 特に予期しない妊娠や、支援から孤立する家庭の把握が困難

○ 妊娠期からの切れ目のない支援の方策

- ・ 支援が必要な家庭に対するサービスが十分とは言えない
- ・ 里帰り出産などへの支援を切れ目なく行うための工夫や連携が必要

○ 切れ目のない支援のための体制

- ・ 人員体制や人材育成策の強化に向けた広域的な支援が必要
- ・ 精神疾患や産後うつなどに対応できるよう知識やスキルの更なる向上が必要

2 支援を要する子育て家庭を地域で支えるサービス

(1) 支援を要する子育て家庭へのサービス(子育て支援)

○ 子育てに課題があり、特に支援を必要とする家庭に対する支援

- ・ ショートステイ事業は必ずしも利用者が利用しやすい仕組みになっていない
- ・ 養育支援訪問事業について対象家庭の状況に応じた支援の実施が重要
- ・ 貧困の子育て家庭を支援する関係機関ネットワーク形成などの方策が必要
- ・ 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に向けた地域の力の強化が必要

○ 地域の力を活用した子育て支援サービス

- ・ 子育てひろばでの、利用者支援事業など地域支援の実施を拡大が必要
- ・ ファミリー・サポート・センター提供会員数が不足、研修の充実も必要
- ・ 在宅子育て家庭への支援が不十分
- ・ 食を通じた地域の交流の場を拡大することが重要
- ・ 乳幼児を連れた保護者が安心して出かけられる環境の整備が不十分

(2) 地域における障害児支援(障害児支援)

○ 障害児支援の体制整備

- ・ 発達の気になる児童をはじめとする障害児や医療的ケア児及びその家族を地域で支える仕組みが必要
- ・ そうした障害児が一般子育て施策を利用するためのバックアップが必要

3 妊娠期から子育て期にわたる支援における各分野の連携

○ 母子保健、子育て支援、障害児支援の各分野の連携方策

- ・ 支援が必要な子供に早期に気付き専門的支援につなげる体制強化が必要
- ・ 障害の有無に関わらず一般子育て施策を利用できる環境の充実が必要

【考え方】

母子保健、子育て支援及び障害児支援の各分野の取組を強化するとともに、区市町村における各分野の相互連携の強化が必要

1 子育てニーズの把握と切れ目ない支援のための体制強化（母子保健）

【提言①】

予期しない妊娠など特に支援が必要な妊婦を含め、地域における子育てニーズや課題の適切な把握に向けた取組強化

- ・ 妊娠期からの適切なニーズ把握のため、ゆりかご・とうきょう事業を通じ、区市町村の妊婦全数面接等の取組を支援すべき
- ・ 母子保健法に基づき区市町村が配布する母子健康手帳に関し、都が策定した子供手帳モデルを活用できるよう支援を推進すべき
- ・ 産婦健康診査支援事業を引き続き推進するとともに、区市町村の家族・親族向けの産後うつの普及啓発等の取組を支援すべき
- ・ 予期しない妊娠、医療機関未受診の妊婦などに対する普及啓発を効果的に行うべき
- ・ 妊娠相談ほっとラインを、より多くの女性が利用でき、区市町村の支援につながるよう取り組むべき

【提言②】

妊娠期からの切れ目のない支援策の充実

- ・ 産後ケア事業等を引き続き推進するとともに、要支援家庭の早期発見・支援に取り組む区市町村が、心理相談員など専門職による個別相談やグループ指導などの支援策を講じられるよう支援すべき
- ・ 子供の健康に関する保護者の不安や悩みを解消できるよう、子供の健康相談室の周知を進めるとともに、深夜でも利用しやすくすべき
- ・ 予期しない妊娠や里帰り出産などに対する切れ目のない支援の取組の有効な事例を横展開するべき

【提言③】

妊娠期からの切れ目のない支援体制の強化

- ・ ゆりかご・とうきょう事業について、今後とも、区市町村が妊娠期からの切れ目のない支援体制を整備できるよう検討すべき
- ・ 母子保健従事者向けの研修により、区市町村の人材育成を支援すべき
- ・ 医療機関向けの研修を通じ、産後うつや虐待の未然防止・早期発見のための知識等の向上を支援すべき

2 支援を要する子育て家庭を地域で支えるサービスの充実

(1) 支援を要する子育て家庭へのサービスの充実(子育て支援)

【提言①】

子育てに課題があり、特に支援を必要とする家庭に対する支援の強化

- ・ ショートステイ事業の当日予約に対応する利用枠の確保や、協力家庭をはじめとした多様な資源を活用したショートステイを実施する区市町村の支援等を強化するべき
- ・ 養育支援訪問事業について、課題に応じた専門職の訪問など対象家庭の状況に応じた実施が必要
- ・ ファミリー・サポート・センター提供会員に児童虐待防止にかかる研修を行い虐待の早期発見を促進するべき
- ・ 貧困の子育て家庭を支援する関係機関のネットワーク形成を行うべき
- ・ 貧困家庭の子供の家庭的な食事提供の場、地域とのつながりの場の確保のため子供食堂の安定的運営を支援する「子供食堂推進事業」の推進を図るべき
- ・ 子供家庭支援センターに、経験豊かな虐待対応職員を配置できるよう支援するべき
- ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた支援を行うべき
- ・ 地域の児童虐待への気づきの目を増やすために、虐待のサイン及び発見時の連絡先を地域住民や関係機関に十分周知するべき

【提言②】

地域の力を活用した子育て支援サービスの強化

- ・ 子育てひろばにおける利用者支援事業の実施や地域支援の実施を拡大するべき
- ・ ファミリー・サポート・センター提供会員の質と量を確保するため、一定の研修を受講した会員に報酬を増額する「とうきょうチルミル」を拡大することが必要
- ・ 在宅で乳児を育てる家庭に対し、家事支援の充実を行う「在宅子育てサポート事業」の推進や、民間団体が行う地域ボランティアを活用した傾聴などの訪問支援を行う事業の実施促進を図るべき
- ・ 子供食堂など食を通じた地域の交流の場の拡大を図るため、子供食堂の安定的運営を支援する「子供食堂推進事業」の推進を図るべき
- ・ 乳幼児を連れた保護者が安心して外出できるよう、授乳コーナーやおむつ替え等ができる「赤ちゃん・ふらっと」の一層の拡大を行うべき

(2) 地域における障害児支援の充実(障害児支援)

【提言①】

児童発達支援センターを中核とした地域支援の体制の構築

- ・ 第1期障害児福祉計画に基づき、全ての区市町村に児童発達支援センターの設置が進むよう区市町村の実情に応じた支援をしていくべき
- ・ 同計画を踏まえ、区市町村が整備する児童発達支援センターの機能強化の取組を推進することが必要
- ・ 児童発達支援センター等の障害児支援の専門機関が地域支援の中核的役割を果たす仕組みづくりが必要
- ・ このため、児童発達支援センターや児童発達支援事業所で行う地域支援の参考となる取組事例を紹介するべき
- ・ 保育所等訪問支援等を担う専門職員の確保・育成を支援するべき

【提言②】

一般的な子育て支援策への専門的なバックアップ

- ・ 保育所等を利用する発達に気になる児童をはじめとする障害児や医療的ケア児に対し、早期に専門的な支援を行うべき
- ・ このため、保育所等訪問支援を全ての区市町村で利用できる体制の構築が重要
- ・ 保育所等訪問支援の体制整備を進めるとともに、利用を促進するため、事業の普及及び活用を推進していくことも必要
- ・ また、乳幼児期から学齢期への移行支援を円滑に進めることが必要
- ・ このため、就学時に学校教育への移行が円滑に進むよう、児童発達支援事業所等の障害児通所支援事業所と学校の連携を進めるべき
- ・ 国に対し更なる報酬の充実を働きかけていくことが必要

【提言③】

身近な地域で利用できる障害児通所支援等の充実

- ・ 障害児通所支援の質の向上と医療的ケア児の受入れが進むよう支援すること
- ・ 身近で安心して支援を受けられるよう、地域の実情に応じた整備が必要
- ・ 支援の質向上のため、国が策定した児童発達支援及び放課後等デイサービスガイドラインの活用の義務化を促すとともに、人材育成等を行うべき
- ・ 医療的ケア児の受入れが進むよう働きかけるとともに、看護職員等の配置を支援すべき
- ・ 国に対し看護職員配置について更なる報酬の充実を働きかけていくことが必要

【提言④】

障害児・家族を中心とした相談支援の充実

- ・ サービス利用計画の策定等、相談支援事業所の利用を促進するため、相談支援員を育成する等の機能強化が必要
- ・ 障害児通所支援事業所が関係機関と連携する際に、相談支援事業所が関係者との連絡調整を行う等のマネジメントができるよう支援を行うことが重要
- ・ 相談支援事業所においても医療的ケア児に関する研修を行う等の支援が重要

3 妊娠期から子育て期にわたる支援における、各分野の連携強化

【提言①】

支援が必要な子供に早期に気付き、必要な専門的支援につなげる体制の整備

- ・ 支援が必要な子供を早期発見し専門的支援につなげる体制の整備のため、情報システム等により母子保健部門と子育て支援部門との情報連携の強化を図ることが重要
- ・ また、各分野に精通し、適切な支援につなげる専門人材を育成し、地域の実情に応じて配置することも有効
- ・ 保健センターや子育てひろば等職員に障害分野の研修を行うなど人材育成も必要
- ・ 保健センター等と子育てひろばを併設し、連携を強化するとともに、児童発達支援センターの職員が子育てひろば等に出張し、専門的な発達相談等を行うことも重要
- ・ 区市町村が実情に合った方策を選定し実施できるよう、分野を超えた連携の先進事例を集約して整理し、各自治体の事例の共有を促進すべき

【提言②】

障害の有無にかかわらず、全ての子供が一般子育て施策を利用できる環境の整備

- ・ 子育てひろばに障害児を支援するための専門職を配置する取組を推進すべき
- ・ 障害児が子育てひろば等の一般子育て施策を利用する場合に、児童発達支援センター職員が訪問し、助言を行うなど専門的バックアップを行うことも重要
- ・ 区市町村が実情に合った方策を選定し実施できるよう、分野を超えた連携の先進事例を集約して整理し、各自治体の事例の共有を促進すべき

【提言③】

子供の成長の各段階に応じて関わる機関同士及び転居前後の支援機関の間の切れ目のない連携体制の強化

おわりに

- ・ 子育て家庭を地域で支えていくためには、母子保健、子育て支援、障害児支援のそれぞれの分野において、子育て家庭を取り巻く状況に応じた施策の充実を図っていくことが必要
- ・ その上で、子育て家庭に関わる機関同士が連携し、切れ目のない支援を図っていくことが重要